

小・中学校における新型コロナウイルス感染症患者の療養期間及び濃厚接触者の待機期間並びに対応について

新型コロナウイルス感染症患者の療養期間が変更されました。適切な対応をお願いします。

○有症状 (変更前) 10 日間かつ症状軽快後 72 時間 → (変更後) **7 日間かつ症状軽快後 24 時間**

*入院は、10 日間かつ症状軽快後 72 時間 (変更なし)

○無症状 (変更前) 7 日間 → (変更後) **7 日間。ただし、5 日目に検査キットで陰性確認した場合は、5 日間**

新型コロナウイルス感染症		療養期間・待機期間	登校再開後の 教育活動 (学習や給食等) ○参加可能	保護者から学校へ	健康観察 感染予防行動 感染対策徹底
患者	有症状	7 日間かつ症状軽快後 24 時間 *入院は、10 日間かつ症状軽快後 72 時間	○	・連絡 ・療養解除届	10 日間が経過するまで
	無症状	原則 7 日間	○	・連絡 ・療養解除届	7 日間が経過するまで
		ただし、保護者の就労等の事情で待機期間の短縮が必要と認められるときは、市(教育委員会)に事前相談の上、5 日目に検査(注 1)し、陰性が確認された場合に 5 日間とすることも可能(注 2)	○	・連絡 ・療養解除届 ・検査結果を撮影した画像等	7 日間が経過するまで
濃厚接触者	自宅待機	原則 5 日間	○	・連絡	7 日間が経過するまで
	無症状	ただし、保護者の就労等の事情で待機期間の短縮が必要と認められるときは、学校から教育委員会に事前相談の上、2 日目・3 日目に検査(注 1)し、陰性が確認された場合に 3 日目に解除することも可能(注 2)	5 日目まで別室対応 6 日目より○	・連絡 ・検査結果を撮影した画像等	7 日間が経過するまで

注 1 陰性確認のための検査は、薬事承認された体外診断用医薬品の抗原定性検査キットにより行うこと。

注 2 児童生徒の保護者から陰性確認をした上で 5 日間に短縮する取扱いの可否について相談を受けた場合は、検査が適正に実施されること及び検査結果が陰性であったことを撮影した画像等で確実に確認した上で、待機解除を可能とする。

